

福崎町立福崎西中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月6日改訂

1 はじめに

本校区は、高岡小学校区（田口・板坂・桜・長野）と福崎小学校区（新町・馬田・山崎・駅前・福田・神谷・西谷・西治・高橋）に大別される。また、福崎町の中でもJR福崎駅を中心にして最初に発展したところである。いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめの問題が深刻な問題となっている。特に、近年インターネットを介したいじめが増加するなど複雑化、多様化するいじめ問題に対応する必要がある。さらに、家庭や地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能の低下が懸念される。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめを未然に防止し、安全に安心して学校生活を過ごすことができるように、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

この福崎町立福崎西中学校いじめ基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）、及び「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成29年3月）を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することのないよう、いじめに対峙するために本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）の基本的な方針を示すものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめについての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者の転換を促すことが重要である。

3 中学生期における発達の特徴といじめの防止等

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせることが大切である。また、インターネット利用の光と影の部分疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。

4 いじめ防止への取り組み

(1) 防止に向けた校内組織

① 運営委員会

学校運営、諸行事、生活指導上の諸問題、運営上の課題について協議する委員会として、校長、教頭、主幹教諭、教務、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、事務職員等をもって構成する。原則毎週金曜日に開催する。特に、各学年の生徒の様子や特別に配慮や支援が必要な生徒についての情報交換と意見交換を行い、今後の指導や支援の見通しや対応について協議する。

② 校内委員会

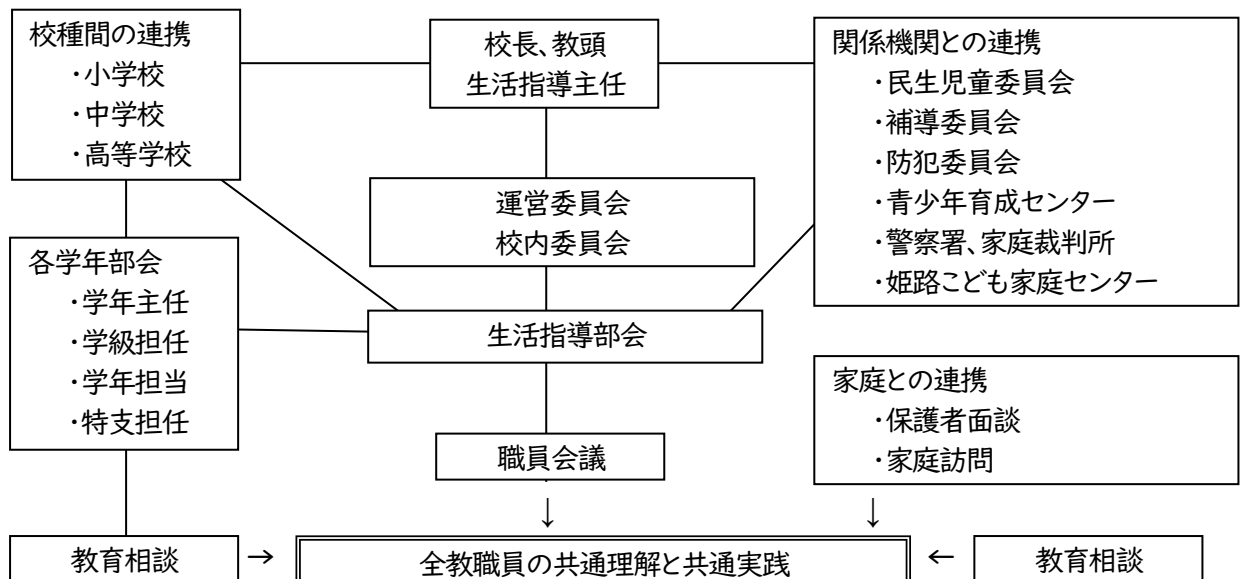
対策が必要な課題や問題について随時開催する。運営委員に加え、スクールカウンセラー、福崎町不登校支援員、関係機関(福崎町保健センター職員等)が入り、課題や問題への対応等、解決に向けて協議する。

③ 生活指導部会

原則月1回、必要に応じて開催する。生活指導主任を中心に、各学年の生活指導担当等で構成し、いじめを含む生活指導上の課題について情報交換し、解決に向けた対応を検討する。

④ 生活指導体制

校種間の連携校長、教頭関係機関との連携



(2) 取組の推進

① 未然防止

学校生活全体を通じて教職員と生徒、また、生徒同士の人間的なふれあいやつながりに基づいた人間尊重の気風を作り上げるとともに、道徳教育の充実を図り、生徒の規範意識や社会性、思いやりの心、仲間を大切にしながら共に生きる力を育成する。

生徒会による自治活動

本校では、すべての教育活動を通して、自尊感情を高め、自己有用感を感じることで、自分だけでなく、周りの人たちも大切にすることを意識が高まっていくと考え、さまざま生徒会活動に取り組んできた。その取り組みの一部を紹介する。

<具体的な取り組み>

◆「西の日」活動

地域に貢献する西中を目指そうと希望者を募って始まった社会奉仕活動で、その活動を通して、地域からも愛され、自己有用感や成就感を感じるなかで豊かな人間性と社会性を育むことができている。

◆SNSのルールづくり

子どもたちを取り巻く環境も、情報化によって大きく変化し、LINEをはじめとするSNSが子どもたちの大切なコミュニケーション・ツールとなって久しい。しかし、「仲間からはずす」、「悪口を書き込む」など、いわゆる「ネットいじめ」は後を絶たず、社会的課題になっている。情報化社会における人権課題について考え、それを克服できる生徒を育てることが私たちに与えられた課題といえる。

<「SNSのおきて～西中生7つの心得～」>

1. 日が変わったらしない。
2. 『また今度』が会話をやめる合言葉
3. 個人情報は書きこまない。
4. 他の人にどう伝わるか、送る前に内容を確認する。
5. 知らない人とつながらない。
6. 月曜日は『ノーSNSデー』。
7. やるべきことをやってから使う。

本校では、「SNSのおきて～西中生7つの心得～」を制定し、通信機器の利用に注意喚起を行っている。また、生徒会役員がSNSに関する注意喚起のための新聞を作成したり、通信機器の正しい使い方を啓発したりするなどの活動を行っている。

◆マスコットキャラクターの活用

10年前の生徒会本部が、当時の「ゆるキャラブーム」にあやかり、西中生の心を一つにするために、キャラクターを募集した。多くの作品が応募されたが、そのなかで選ばれたのが「ふくにっしー」である。名前も生徒全員に公募し、投票のうえ決定された。各種行事を盛り上げたり、朝のあいさつ運動に参加したりと大活躍している。またその時に「ふくにっしーバッジ」も制作し、今月のMVPに選ばれるなど、頑張った生徒に贈呈している。

◆今月のMVPは誰だ!?

月に1度、自分の周りで頑張っている生徒を各学年から選び、その月のMVPを決定し、生徒朝会で表彰している。また、MVPに選ばれた生徒には「ふくにっしーバッチ」を贈呈している。日常のさまざまな場面で努力し、皆をささえている友だちが選出されるよう、月ごとに選出基準を変えるなどの工夫をしている。

◆生徒会企画『スマイル交流会』

月に1度程度、生徒会本部役員が全校生の絆を深めるために、昼休みの時間を使って交流会を開催している。ドッジボールなどのスポーツをしたり、イントロクイズや〇×クイズをしたりするなど、毎回生徒会のメンバーが毎回工夫を凝らし、全校生が笑顔になるような取り組みを考えてくれている。

教育相談

いじめ等を未然に防ぐため、生徒の状態を常に把握し、個々の生徒の不安や悩み、抱えている問題を確実に理解するため、定期的に、あるいは必要に応じて随時教育相談を実施する。特に、学級担任がクラスの全員を対象に、定期考査前の一週間を定期的に学校全体で「教育相談週間」として行う。

生活の記録

生徒が日々の思いや出来事を記録する「生活の記録」を有効に活用し、教師とのやりとりを通して、人間的なつながりを深め、一人ひとりの生徒の微妙な変化や課題の兆候を的確に、早期に把握し適切な助言を与える。

スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)との連携

毎週金曜日に来校するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、指導体制を充実させる。また、SCやSSWから出た教職員へのアドバイスを生活指導に生かす。

「思春期支援教室」の開催

福崎町が実施する「思春期支援教室事業」を活用し、命の誕生の尊さや命を大切にすること、命をはぐくむことの重要性を実感する機会にする。同時に、自分を、友だちを、仲間を大切にすることと実践力をはぐくむ。

インターネットの安心・安全な利用を学ぶ講座の開催

生徒会活動のひとつとして、「SNSのおきて」について考える機会を設けるとともに、「SNS講演会」を実施するなど外部から講師を招聘し、インターネットや通信機器について適切な利用方法を学ぶ機会を設ける。

② 早期発見

早期発見、早期対応が生活指導、特に、いじめには欠かせないものであることを認識し以下の取り組みを進める。

QUテストの活用

「QUテスト」(楽しい学校生活を送るためのアンケート。児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するもの)を導入し、いじめ等の諸問題の早期発見につなげる。年2回実施することにより生徒理解の精度をあげるとともに、その後の教育相談に生かす。また、関係機関との連携を密にし、指導・助言を受けるなど、今後の教育活動に生かす。

生活アンケートの実施。

教育相談前に、全校生を対象に「生活アンケート」を適宜実施し、生活面の実態把握に努め、課題を明確にする。

③ 早期対応

いじめ情報をキャッチした場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、校内委員会を開催する。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処する。この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努める。

また、家庭や福崎町教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関との適切な連携を図る。

<具体的な取り組み>

いじめを受けた生徒、 いじめを行った生徒への対応	<ul style="list-style-type: none">◆正確な事実確認を行う。◆双方の気持ちを十分に聞き取り、関係性のつくり直しに向けた支援を行う。◆双方に対する指導・支援、保護者に対する働きかけ・支援方針の検討をする。◆SCなどの専門家と連携した指導を行う。◆いじめ解消後の継続した指導を行う。
いじめを受けた生徒、 いじめを行った生徒の保護者への説明	<ul style="list-style-type: none">◆事実の報告を行う。◆解決に向けた始動の取組について理解と協力を求める。
観衆・傍観者への指導	<ul style="list-style-type: none">◆囃し立てたり、見て見ぬ振りをすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
当該学級・当該学年・全校での保護者会の開催	<ul style="list-style-type: none">◆校内委員会の判断のもと、いじめの事実と学校の対応について説明し、理解と協力を求める。
地域や関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">◆地域や関係機関に対して、説明と協力依頼を行う。
個別の重要事案への対応	<ul style="list-style-type: none">◆個別課題の背景をもとに、対応策等の検討に向けた担当チームの組織による対応を実施する。◆福崎町教育委員会と連携する。◆警察等の関係機関と連携し、対応の強化を図る。

④ いじめ対策年間指導計画

月	取 り 組 み
4月	家庭環境調査の集約、家庭訪問での生徒理解
5月	QUアンケート
6月	生活アンケートによる実態把握、教育相談週間
7月	期末保護者会での家庭との連携
8月	生活指導研修会への参加
9月	道徳でのいじめに関する教材の活用
10月	QUアンケート
11月	生活アンケートによる実態把握、教育相談週間
12月	期末保護者会での家庭との連携
1月	関係機関との連携
2月	生活アンケートによる実態把握、教育相談週間
3月	学年末保護者会での家庭との連携

(3) 地域・関係機関との連携

以下の関係機関との連携を図りながら、いじめ等の諸課題に的確に対応できるようにするとともに、有効な支援体制を取る。

ケアステーションかんざき

特別支援教育にかかる生徒理解や諸課題について、専門のスタッフを招いての検討会や校内委員会を開催し、適切な助言を得るとともに、連携して対応する。

要保護者対策会議におけるケース会議

福崎町保健センターの主催する要保護者対策会議におけるケース会議として、課題のある生徒一人ひとりについて関係機関の専門家を交えて連携を図りよりよい健全育成に努める。

学校評議員会

学校評議員からの意見具申を受け、地域での生徒の様子や行動についてより多くの情報収集をする。家庭状況や地域での様子について多方面からのアプローチや支援を行う。

5 検証

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、必要に応じて見直しを行い、生活指導部会、校内委員会を中心に検証を行う。